

年 月 日

船橋市長 あて

申請者  
(施工主) 住所

氏名

施工場所 船橋市

### 既設排水設備利用の確認書

このたび、下水道への接続工事を、一部既存の排水設備を利用して施工するにあたり、指定工事店から既存の排水設備の状況について、説明を受けました。

つきましては、別途排水設備(水洗便所改造)計画確認申請書のとおり、既存の排水設備の一部を修繕、交換し、または既存のままで施工しますが、今後既存の排水設備に支障が生じた場合には、当方にて対処することを本書をもって、確認します。

#### 記

#### 1 説明を受けた内容 (□にレ点してください。)

① 排水管	<input type="checkbox"/> 内容: 滞水 ・ 破損
② ます	<input type="checkbox"/> 内容: 滞水 ・ 亀裂 ・ 破損
③ 浄化槽 の処置	<input type="checkbox"/> 全て撤去 内容: 清掃 ・ 撤去 ・ 埋め戻し
	<input type="checkbox"/> 一部撤去 内容: 清掃 ・ 底部の孔 ・ 埋め戻し
	<input type="checkbox"/> その他 内容:

その他の特記事項

排水設備工事責任技術者氏名

● 本書は、下水道への接続工事を一部既存の排水設備を利用して施工する場合のチェック項目です。

裏面もありますので、参考にしてください。

## 【排水設備工事の確認について】

皆様が行う「宅内排水設備工事」は、船橋市の指定工事店でなければ施工することができません。

この工事で特に注意すべきことは、「既存の排水管、ます」を利用して行う接続工事です。

指定工事店には、法令や条例等で定められた技術基準を確保するため、一定の資格を有する「排水設備工事責任技術者」がおりますので、あらかじめ、工事後に排水管などの詰まりや陥没などのトラブルが生じることがないか、指定工事店から十分な説明を受けてから施工を依頼してください。

この確認書は、トラブルを防ぐためのチェック項目となっています。

### トラブルの事例

- 排水管が損傷していたのに交換しなかったため、汚物が詰ってしまい、汚水の流れが悪くなった。
- 雨水用の「ためます」のまま、補修をしないで、使用していたら、周辺に汚水がしみ出て、悪臭が発生するようになった。
- 浄化槽の廃止の施工が十分でなかったため、施工後にコンクリートの打ち直しや埋め戻しなどの追加工事が必要となった。

このように、古くなった既存の設備を利用した一部改造工事は、トラブルの原因ともなりますので、ご注意ください。

連絡先 船橋市下水道総務課  
排水設備係  
電話 047-436-2642